

国立大学法人長崎大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	平成26年2月26日(水) 事務局第3会議室	
委員	委員長 赤羽 耕介 (公認会計士) 委員 山口 裕介 (弁護士) 委員 門間 俊幸 (国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所長)	
審議対象期間	平成25年1月1日 ~ 平成25年12月31日	
抽出案件(合計)	6 件	(備考)
工事(小計)	4 件	入札監視委員会要領にのっとり、互選により赤羽委員が委員長に選出された。また、委員長代理に山口委員が指名された。 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0 件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	4 件	
工事希望型競争入札	0 件	
通常指名競争入札	0 件	
随意契約	0 件	
設計・コンサルティング業務(小計)	2 件	
公募型プロポーザル方式	0 件	
簡易公募型プロポーザル方式	0 件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1 件	
標準型プロポーザル方式	1 件	
一般競争入札	0 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

別 紙

質 問	回 答
<p>1. 国立大学法人長崎大学において発注した建設工事について (事務局より説明)</p> <p>・特になし</p> <p>2. 国立大学法人長崎大学において発注した設計・コンサルティング業務について (事務局より説明)</p> <p>・特になし</p> <p>3. 指名停止等の措置状況について (事務局より説明)</p> <p>・特になし</p> <p>4. 審議対象工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果について (事務局より説明)</p> <p>・特になし</p> <p>5. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議</p> <p>(1) 一般競争入札 【(坂本1)動物実験施設防音対策工事】 (事務局より資料に基づき概要説明)</p> <p>・長崎県内に本店を置く建築工事業者はどれくらいいるのか。</p> <p>・入札公告はどのような方法で行うのか。</p>	<p>・資格等級別にA等級2社、B等級34社、C等級84社、D等級136社である。</p> <p>・本学のホームページ及び文部科学省のホームページに掲載している。</p>

別紙

質 問	回 答
<p>(2)一般競争入札 【(文教町2)教育学部美術技術教室等改修工事】 (事務局より資料に基づき概要説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「評価項目採点表」は長崎大学で独自に作成したものなのか。 ・委員の人数は。 ・業者から提出された施工計画の評価はどのようにしているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省から示された様式を使用している。また、評価点数の配点については、長崎大学建設工事総合評価審査委員会で決定したものである。 ・委員は7名。 ・建設工事総合評価審査委員会で審議のうえ評価している。
<p>(3)一般競争入札 【(坂本2)歯学部福利厚生施設棟他改修機械設備工事】 (事務局より資料に基づき概要説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が99%を超えた理由として「空調設備等機器類の割合が多く占められており、多くの部分で市場価格を推定できたことが要因」とされている。一方で同様な機械設備工事(一覧表NO. 4)において落札率が58%となっているが、要因は何か。 	<p>どちらの工事も空調機の価格は同程度であったが同工事(NO. 4)の発注時期において労務費が当該案件より安価だったことが考えられる。</p>
<p>(4)一般競争入札 【(坂本2)総合研究棟(歯学部本館)改修電気設備工事】 (事務局より資料に基づき概要説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者からの申請で入札参加業者も1者であるが、県内に参加資格のある業者がいないのか。 ・今回は3回目で落札となっているが、落札しなかった場合は続けるのか。 ・申請が1者であるが、申請基準にある資格等級は適切であったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は長崎県内に限定しておらず、九州管内まで広げ参加者を募ったが結果的に1者のみの応募となった。 ・入札回数は原則2回であるが、予定価格と入札価格の開き具合によっては続ける場合がある。 ・A等級の電気設備業者は福岡県に29社あり、九州管内まで広げることで多くの申請を期待したが結果的には1者のみであった。資格等級としては適切であったと考える。

別紙

質 問	回 答
<p>(5) 標準プロポーザル方式</p> <p>【(坂本1) 基幹・環境整備(自家発電設備等) 設計業務(建築・設備)】</p> <p>(事務局より資料に基づき概要説明)</p> <p>・「特定結果書」の業者への通知はどのようにしているのか。また、業者からの非特定理由の説明要求はなかったのか。</p> <p>・選定条件のなかで建築設備士が6名以上在籍していることとした理由は何か。</p>	<p>・特定結果は文書にて通知し、結果が判明した時点で電話にて口頭説明している。非特定理由については業者からの説明要求はなかった。</p> <p>・本件の主たる設計業務が設備設計であり、対象業務が複数団地に分かれており、短期間に業務を処理できる能力が必要であるため選定条件とした。</p>
<p>(6) 簡易公募型プロポーザル方式(拡大)</p> <p>【(坂本1) 総合研究棟(熱帯医学・国際保健等) 新営等設計業務(建築・設備)】</p> <p>(事務局より資料に基づき概要説明)</p> <p>・「特定結果書」にて業者を特定しているが、複数の業者が特定されることはあるのか。</p> <p>・「技術提案書」で求める課題について、課題は毎回1つだけなのか。</p> <p>・「技術提案書評価表」にある技術提案書の提出者の能力とは何か。</p>	<p>・設計業務においては1者を特定する必要があり、技術提案書の中から最もすぐれた提案を示した業者が特定される。</p> <p>・業務内容によっては1つだけでなく、2つ求める場合もある。</p> <p>・技術者の人数及び業務実績等により設計業者の技術力を評価するものである。</p>